

越谷市放射線対策基本方針

平成24年（2012年）1月策定
平成24年（2012年）4月改正
平成25年（2013年）4月改正
平成26年（2014年）4月改正
令和3年（2021年）4月改正

埼玉県越谷市

目 次

第1章 背 景 · · · · ·	1
第2章 現 状 · · · · ·	1
第3章 基本方針 · · · · ·	1
第4章 対策内容 · · · · ·	2
1. 対策方針 · · · · ·	2
2. 実施主体 · · · · ·	2
3. 実施内容 · · · · ·	3
(1) 放射線等の監視（モニタリング） · · · · ·	3
①空間放射線量の測定	
②給食食材・水道水・農産物等の検査	
(2) 放射線量低減対策等 · · · · ·	3, 4
①空間放射線量に異常がみられた場合	
②給食食材・水道水・農産物等が目標値を超えた場合	
③除染土壤埋設箇所の改修等が生じた場合	
(3) 実施状況の公表 · · · · ·	4
4. 国、埼玉県、近隣5市1町との連携について · · · · ·	4
第5章 方針の見直し · · · · ·	4
付 表 越谷市における放射線等の目標値一覧 · · · · ·	5

第1章 背 景

平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）の基本方針が同年11月11日に、「除染関係ガイドライン」が同年12月14日に国より示されました。また、食品を摂取することに伴って生じる内部被ばくについて、厚生労働省は、平成23年3月17日から食品中の放射性物質に関する暫定規制値を設定し、その後平成24年4月1日に基準値を改めて設定しています。

越谷市では、これらの方針等を踏まえ、放射線に対する取組みを計画的に進め、市民の安全・安心を守るため、平成24年1月に越谷市放射線対策基本方針（以下「本方針」という。）を策定し、その後必要に応じ内容の見直しを行いながら継続的な放射線対策に取り組んでいます。

第2章 現 状

越谷市では、平成23年度から、外部被ばく対策として小中学校、保育所、公園等の主に子どもが利用する公共施設について空間放射線量の測定調査等を実施し、比較的空間放射線量の高い箇所については、表土等を除去し、埋設・覆土する低減策を行いました。その結果、平成25年度以降全ての測定地点で目標値（年間1ミリシーベルト以下）を達成しています。また、内部被ばく対策として小中学校や保育所等で提供される給食食材の検査を実施しています。

事故から10年が経過したことから、放射性物質の移動は沈静化し、半減期により放射線量は緩やかに減少し続けています。事故発生後数年間は、走行サーバイによる放射線量測定や、土壤・プール水の放射性物質測定、パンフレットの作成など様々な対策を実施してきましたが、現在は、状況把握のために必要なモニタリング測定を適切に実施しているところです。

第3章 基本方針

越谷市は、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射線対策について、以下のとおり取り組みます。

1. 市内の放射線量の推移を引き続き把握し、適切に対応することにより、目標値（年間1ミリシーベルト以下）を維持していきます。
2. 給食や水道水等の安全性の確認のため、学校給食食材等の放射性物質検査を引き続き実施します。
3. 市民の放射線に対する理解促進のため、測定値等の情報提供に努めます。

第4章 対策内容

1. 対策方針

放射性物質汚染対処特措法の基本方針では、国際放射線防護委員会（ICRP）の2007年勧告及び原子力安全委員会の「基本的考え方※1」等を踏まえ、追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満である地域については、追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となることを目標としています。

越谷市ではこれを踏まえ、「追加被ばく線量 年間1ミリシーベルト以下」を目標とします。

この目標の達成のため、空間放射線量※2の目標値を地表面から1mまたは50cmで毎時0.23マイクロシーベルト未満、5cmで毎時1マイクロシーベルト未満とし、目標値を超える場合は低減対策を実施することとします。

給食・水道水・農産物については、現在のところ本市において厚生労働省の定める基準値を超えた放射性物質が検出されてはおりませんが、引き続き埼玉県等と連携し必要な検査を実施することとします。

※1 「今後の避難解除、復興に向けた放射線防護に関する基本的考え方について」(平成23年7月19日原子力安全委員会)

※2 自然界からのうち、大地及び宇宙からの放射線量のみ含む放射線量

2. 実施主体

対策の実施主体は次のとおりとします。

被ばく対策の種類	対象	実施者
放射線による外部被ばく	市の公共施設	越谷市
	公共的施設 (私立保育園、私立幼稚園等)	施設管理者 (ただし、越谷市も測定等に協力する)
	民間の私有地	所有者、管理者
放射性物質の間接摂取による内部被ばく	学校・保育所・児童発達支援センター等の給食	埼玉県、越谷市
	水道水	埼玉県、越谷・松伏水道企業団
	農産物等	埼玉県

3. 実施内容

(1) 放射線等の監視（モニタリング）

① 空間放射線量の測定

市の「空間放射線量モニタリング測定方針」に基づき、市内の代表的な地点及び除染土壌埋設箇所の空間放射線量の測定を行います。

② 給食食材・水道水・農産物等の検査

【学校・保育所・児童発達支援センター等の給食の検査】

国による食品中の放射性物質に関する検査結果を参考に、食材のチェックを行うとともに、市の「小中学校、保育所等の給食食材の放射性物質モニタリング測定方針」に基づき、検査を行います。

【水道水に関する検査】

水道水を供給している越谷・松伏水道企業団では、水道水の約9割が埼玉県の庄和浄水場・新三郷浄水場より受水したもので、残り約1割が区域内の井戸から地下水をくみ上げたものです。埼玉県は、すべての県営浄水場の水の検査を実施しています。地下水については、企業団において安全確認のため、浄水場（築地・南部）の地下水浄水処理後の水の検査を行います。

【農産物等に関する検査】

市では、埼玉県が実施する国の統一した測定方法による放射性物質の農産物等の検査に協力します。

(2) 放射線量低減対策等

① 空間放射線量に異常がみられた場合

放射線量の大幅な増加等が確認された場合、必要に応じ公共施設等の測定を行い、さらに目標値を超えた場合は、詳細な測定により低減作業の範囲を確認した後、敷地内の表土除去などを行います。なお、低減対策は「除染関係ガイドライン」（環境省）に基づいています。

② 給食食材・水道水・農産物等が目標値を超えた場合

【学校・保育所・児童発達支援センター等の給食食材】

測定の結果、放射性物質が1キログラムあたり20ベクレルを超えた食材（セシウムについては、セシウム134、セシウム137いずれかが10ベクレルを超えた食材）は、使用を中止し他の食材に変更するなどの対応を行います。

【水道水】

越谷・松伏水道企業団では、河川水を水源とする埼玉県水の放射性ヨウ素が、乳児の指標値である1キログラムあたり100ベクレルを超えた場合及び放射性セシウムが1キログラムあたり10ベクレルを超えた場合は、1歳未満の乳児を持つ世帯へ安全な水の応急給水を行います。

【農産物等】

埼玉県が実施した測定の結果、厚生労働省の定める基準値を超えた農産物等については出荷や販売が制限されます。

③除染土壤埋設箇所の改修等が生じた場合

埋設土壤の放射線量等を調査し、埋設土壤の移設や処分等を検討し、適切な措置を実施します。

(3) 実施状況の公表

本方針に基づく、空間放射線量の監視結果、給食食材等の放射性物質の検査結果、低減対策の実施状況については、越谷市ホームページ等により随時公表します。

4. 国、埼玉県、近隣5市1町との連携について

市では、国や埼玉県、近隣5市1町で構成する埼玉県東南部地域放射線対策協議会と連携し、情報交換、対策の検討を行い、広域的な対応に取り組みます。

第5章 方針の見直し

今後の監視（測定）結果や、國の方針の改正等を踏まえ、本方針は必要に応じて随時見直しをするものとします。

越谷市における放射線等の目標値一覧

項目	目標値		根拠
空間放射線量	地上 5cm 每時1マイクロシーベルト未満		
	地上50cm 每時0.23マイクロシーベルト未満 (小学校以下・特別支援学校の場合)		越谷市空間放射線量測定方針 平成23年12月14日環境省「除染関係ガイドライン」
	地上 1m 每時0.23マイクロシーベルト未満		
ブール水	放射性セシウム 1キログラムあたり10ベクレル以下		平成24年4月1日施行 食品衛生法に基づく食品の放射性物質に関する基準値
土壤	放射性セシウム 1キログラムあたり5,000ベクレル以下		平成23年4月8日原子力災害対策本部「稻の作付けに関する考え方」
給食	放射性ヨウ素 1キログラムあたり20ベクレル以下		
	放射性セシウム セシウム134 1キログラムあたり10ベクレル以下 セシウム137 1キログラムあたり10ベクレル以下		越谷市小中学校、保育所等の給食食材の放射性物質測定方針
水道水	放射性ヨウ素 1キログラムあたり100ベクレル以下(乳児)		平成23年3月21日厚生労働省健康局水道課長「乳児による水道水の攝取に係る対応について」
	放射性セシウム 1キログラムあたり10ベクレル以下		平成24年4月1日施行 食品衛生法に基づく食品の放射性物質に関する基準値
	一般食品 (農産物を含む) 放射性セシウム 1キログラムあたり100ベクレル以下		平成24年4月1日施行 食品衛生法に基づく食品の放射性物質に関する基準値

*セシウム134は、セシウム134とセシウム137の合計値とする。(給食については、セシウム134・137それぞれで目標値を設定)